○コメ新市場開拓等促進事業

【令和６年度予算概算決定額　11,000（11,000）百万円】

＜対策のポイント＞

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

＜事業目標＞

○　実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
○　米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

11,000（11,000）百万円

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

① **対象作物：**令和６年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）

② **交付単価：新市場開拓用米　４万円/10a**
加工用米　３万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種）　９万円/10a

③ **採択基準：**取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

＜留意事項＞
※１　令和６年産の基幹作が対象です。
※２　農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
※３　本支援の対象となった面積は、令和６年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
※４　予算額のうち、30百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

＜事業の流れ＞

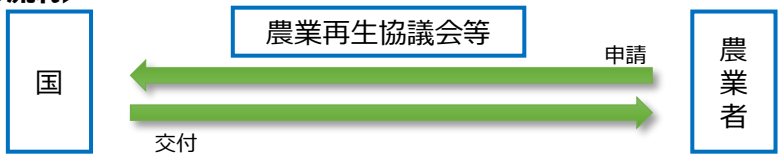

＜事業イメージ＞

【産地・実需協働プラン】
✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入

［例］スマート農業機器の活用

直播栽培

土壌診断に基づく施肥

米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）
・ミズホチカラ
・笑みたわわ　等

（めん用の専用品種）
・亜細亜（あじあ）のかおり
・ふくのこ　　等

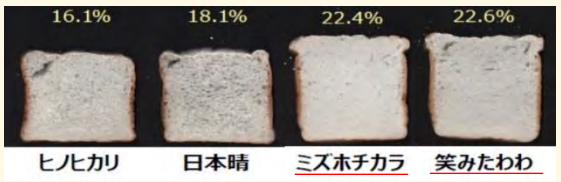

○ 水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

＜対策のポイント＞
高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

＜政策目標＞
水田における高収益作物の産地の創設（500産地［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．計画策定の支援
産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の**「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援**します。

２．技術・機械等の導入支援
「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。
① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
③ 水田への果樹の新植、省力樹形・作業機械の導入や流通事業者等との連携などによる産地構造の転換に向けた実証等

３．高収益作物の導入・定着支援
「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
① **高収益作物による畑地化**（14万円/10a）
② 高収益作物の**導入・定着**（２万円（３万円※）/10a×５年間
又は、10万円（15万円※）/10a（一括））
③ **子実用とうもろこしの作付け**（１万円/10a）
※ 加工・業務用野菜等の場合

４．生産基盤の整備
基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**汎用化・畑地化等を支援**します。
① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

［お問い合わせ先］

（１、２①の事業）	畜産局飼料課	（03-3502-5993）	
（２①②の事業）	農産局園芸作物課	（03-6744-2113）	
（２②の事業）	経営局経営政策課	（03-6744-2148）	
（２③の事業）	農産局果樹・茶グループ	（03-3502-5957）	
（３の事業）	農産局企画課※	（03-3597-0191）	※プロジェクトの窓口を担当
（４の事業）	農村振興局設計課	（03-3502-8695）	

＜事業イメージ＞

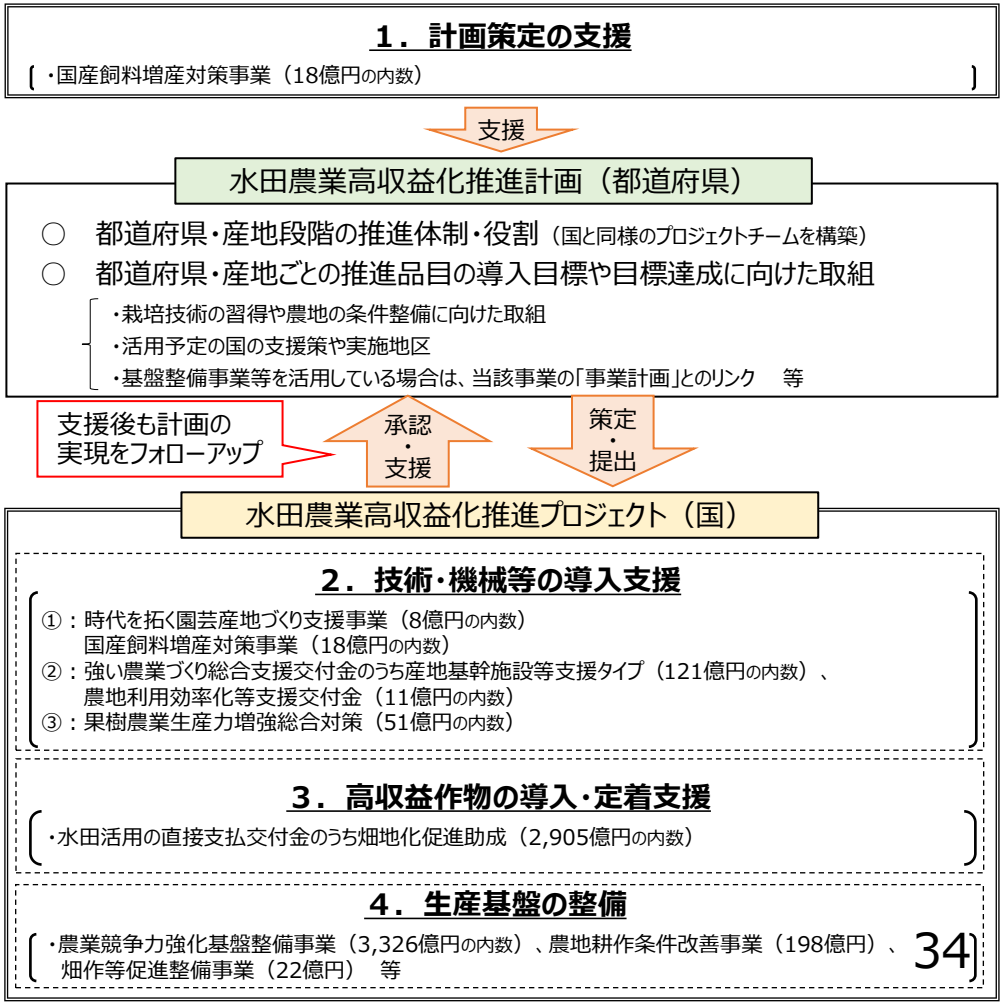

○畑地化促進事業

【令和５年度補正予算額　75,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜政策目標＞

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1　畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア．高収益作物**　及び　**イ．畑作物（高収益作物以外）**の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※　**交付対象水田から除外する取組**をいう（**地目の変更を求めるものではない**）。以下同じ。）

2　定着促進支援

ア　高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を５年間、継続的に支援します。

イ　畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を５年間、継続的に支援します。

3　産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業の流れ＞

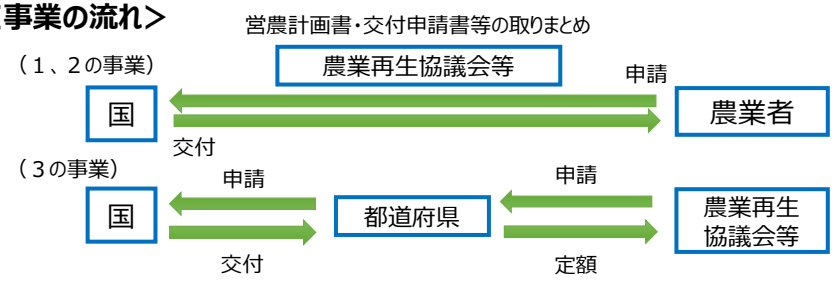

留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 （令和６年産単価）	2 定着促進支援 （令和６年産単価）
ア．高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	14.0万円※/10a （※　令和５年産に採択された者は17.5万円/10a）	・2.0（3.0※）万円/10a　×５年間 または ・10.0（15.0※）万円/10a（一括） 〔※　加工・業務用野菜等の場合〕
イ．畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	・2.0万円/10a×５年間 または ・10.0万円/10a（一括）

産地づくり体制構築等支援

①　産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援
（定額（１協議会当たり上限300万円））

※　畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**
地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

②　土地改良区決済金等支援

令和５年度または６年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））

[お問い合わせ先]　農産局企画課（03-3597-0191）